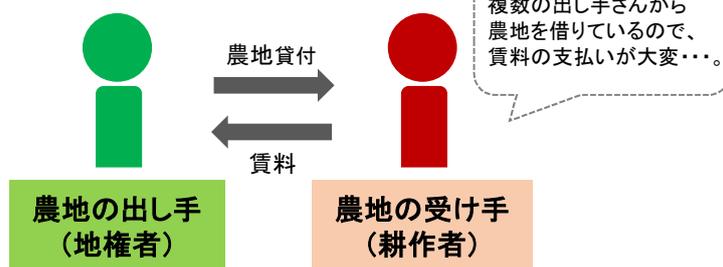


令和7年4月から

農地の貸し借りの仕組みが**変**わります！

◎ 市町村で行われてきた、出し手(地権者)と受け手(耕作者)の「**利用権設定(相対)**」による農地の貸し借りの手続きは、**令和7年3月末**をもって**廃止**されます。

利用権設定(相対)による貸し借り (筑後市農業委員会)



令和7年3月末
廃止

出し手と受け手の合意に基づき、農地の利用権を設定することができる。
※ただし、農業委員会の承認が必要。

※令和7年3月末まで、「利用権設定(相対)」による農地の貸し借りの手続きは可能。
また、その契約の期間満了までは有効です。(令和7年4月1日以降始期分の手続きはできません。)

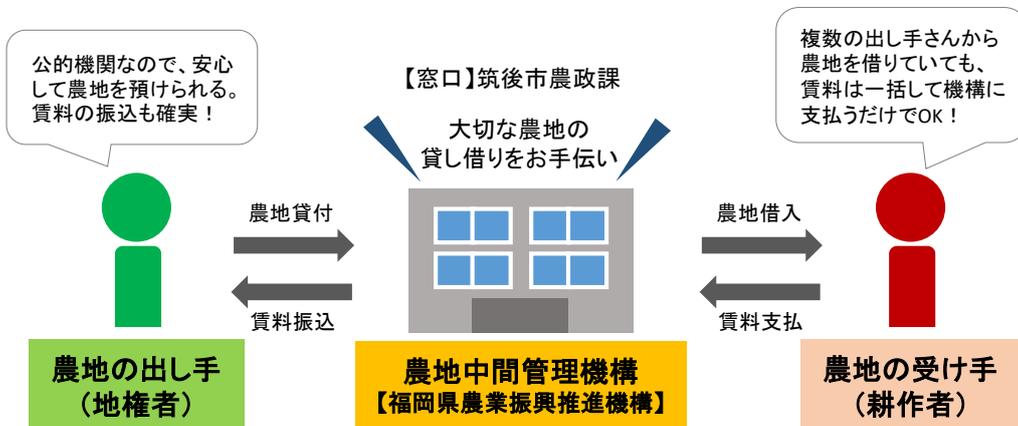
利用権設定に関するお問い合わせ **筑後市農業委員会** TEL.0942-65-7023

令和7年4月から

◎ 農地の貸し借りは「**農地中間管理事業**」に変わります。

福岡県の認可が必要になりますので、早めの申請手続きをお願いします。
なお、窓口は筑後市農政課となります。(裏面参照)

農地中間管理事業による貸し借り(筑後市農政課・(公財)福岡県農業振興推進機構)



※福岡県農業振興推進機構は、県知事が指定した福岡県の公的機関です。

農地中間管理事業に関するお問い合わせは
筑後市農政課 TEL.0942-65-7025 **福岡県農業振興推進機構** TEL.092-716-8355

裏面へつづく



教えて!

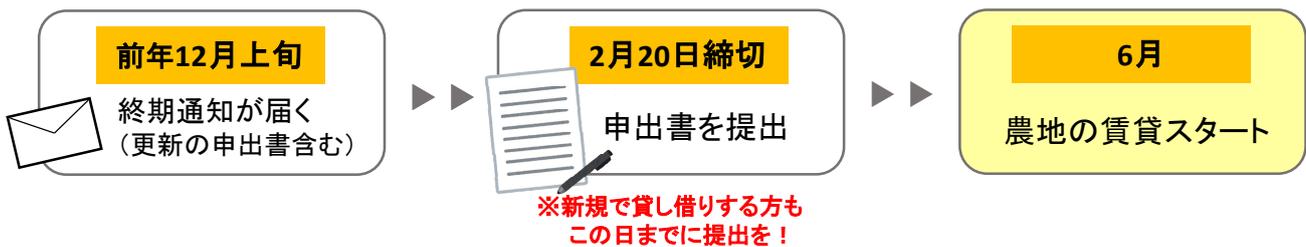
農地中間管理事業って何?

農地中間管理事業とは、筑後市が地域ごとに策定(予定)である「地域計画」に定めた目標地図に沿って、農地の貸し借りをを行う事業です。

年間スケジュール(予定)

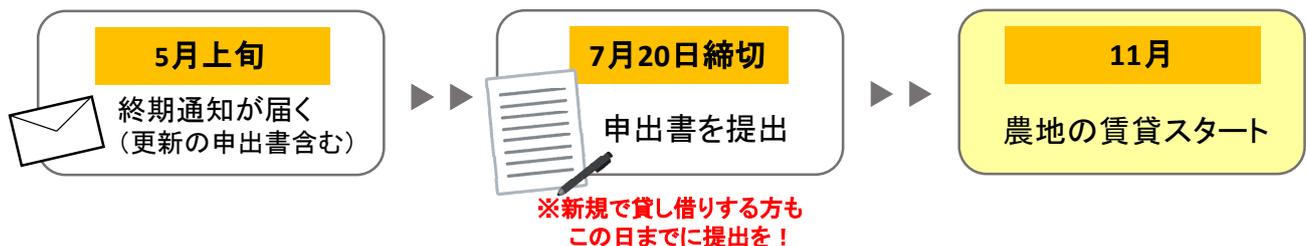
6月始期の場合

■現在、相対や中間管理事業による農地の貸し借りをしている方(6月に終期を迎える方)



11月始期の場合

■現在、相対や中間管理事業による農地の貸し借りをしている方(11月に終期を迎える方)



◎基本的には年2回、春と秋の権利移動に合わせた日程ですが、このほかの日程もご相談に応じます。

経営所得安定対策等交付金の交付を受ける予定である農業者の方へ

- 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
- 水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成、産地交付金)など

交付金の交付には基準日がございますので、締切日を厳守してください。

表作:2月20日まで

裏作:7月20日まで

※締切日を過ぎますと、契約始期の後倒しをお願いする場合があります。

- ・ 6月開始希望の場合 → 11月開始へ
- ・ 11月開始希望の場合 → 翌年6月開始へ